InterRisk PL Report

2007.No.5

【国内の PL 関連情報】

はしご車事故訴訟で遺族らメーカーと和解

（2007 年 7 月 4 日　毎日新聞）

２００４年７月に消防署員２人が死傷した、はしご車の昇降機落下事故の損害賠償訴訟で和解が成立した。事故は消防署員が昇降機に乗ってはしご車を点検していた際、昇降用の滑車が外れ、昇降機を上げ下げするワイヤが切れたために発生。死亡した消防署員の遺族と、重傷を負った消防署員とその家族らが、メーカーと消防組合を相手取って製造物責任法（ＰＬ法）等に基づき損害賠償を求めていた。

今回の和解では、昇降機の滑車に構造的な欠陥があり、その危険性を周知していなかった組合にも過失があるとして、裁判所は、メーカー６割、組合４割の割合で賠償を行う和解案を提示。両者もこれを受け入れ、はしご車メーカーが遺族らに総額約６，５００万円を支払うほか、管理責任を認めた消防組合も約４，３００万円を支払うことになった。

<u>ここがポイント</u>

このはしご車は、これまでに他の消防署でも滑車外れや昇降機のずり落ちなどの報告が複数あり、滑車の耐久性やワイヤの強度が不足しているとしてメーカーが滑車交換等の是正措置を順次始めていましたが、今回の事故は当該はしご車の是正措置がなされる前に発生したものです。

一方、このはしご車には昇降機滑落防止用のブレーキ装置がついており、被害者の１人は「ブレーキ装置が設定状態にあったことを確認した」と証言していたものの、その後の調査でブレーキ装置が設定された形跡がないことが明らかとなっています。

ＰＬＰ（製造物責任予防）の観点では、ワイヤ切断などの単一の不具合により製品事故が発生しないよう、非常ブレーキ装置がかかる状態でなければ昇降機の上げ下げができない等の、安全確認型の設計を施すことが肝要です。また、本件製品のように社会的有用性や代替可能性の点で、即座に使用を中止することが難しい製品の場合は、指示警告シール追加貼付等の緊急措置を講じた上で、本格的な是正措置にとりかかるなど、二段構えの対応をとることも得策といえます。

欠陥住宅を巡る損害賠償請求訴訟で最高裁が初判断

（2007 年 7 月 7 日　毎日新聞等）

購入したマンションのバルコニーの手すりのぐらつきや壁のひび割れなどの欠陥について、購入者が設計した建築事務所や施工した建設会社を訴えていた訴訟の上告審判決で、最高裁は、「基礎や構造にかかわるような重大な欠陥ではなくても、建物としての基本的な安全性を損なう欠陥がある場合にはその責任を負う」との判断を初めて示し、責任の範囲を狭くとらえた高裁判決を破棄した上で、審理を差し戻した。

本訴訟では、原告である購入者と、設計した建築事務所や施工した建設会社には直接の契約関係がないため、債務不履行責任ではなく、不法行為責任を理由に損害賠償を求めていた。

二審の東京高裁は「欠陥の程度・内容が重大で、社会的に危険な建物など違法性が強い場合」のみ不法行為になると指摘し、請求を棄却していたが、最高裁は、「建物の基本的な安全性」を従来よりも広く定義し、「建築に携わる設計・施工者には、この安全性を欠かさぬように配慮すべき注意義務」があり、義務に違反すれば不法行為責任があると結論付けた。

ここがポイント

住宅等の不動産に瑕疵があった場合、購入者としては、通常、売主である住宅メーカー等に対して、債務不履行責任や瑕疵担保責任に基づき損害賠償を求めることになりますが、直接の契約関係にない設計事務所や施工業者に対して損害賠償を求めるためには不法行為責任のみに拠らざるを得ないことになります。

購入者としては、売主に賠償資力がない等の事情がある場合、設計事務所や施工業者に対して損害賠償請求をする選択肢が残されていますが、こうした事例で被告の不法行為責任が認められるのは、基礎や構造にかかわる重大な瑕疵がある場合など、その多くが違法性が強度である事例に限定されていました。

今回の最高裁の判決は、「不法行為責任を問うことができる瑕疵」の範囲を、「基礎や構造にかかわる重大な瑕疵」に限定することなく、「建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵」にまで広げることで、不法行為における保護法益を広く解する判断を示したものです。

本件は、人身被害等の拡大損害が発生したケースではありませんが、司法機関のトップが「安全性」の観点で企業責任の厳格化を方向づけた意義は大きいといえます。企業としては、自社の製品・サービスに関する安全性確保が最優先されるべきであることについて、今一度認識を新たにする必要があるといえます。

改正消費生活用製品安全法施行から2ヵ月　事故情報件数が急増

（2007 年 7 月 17 日　日経産業新聞）

製品評価技術基盤機構（ＮＩＴＥ）が企業の報告などに基づき随時集計・公表している「最新事故情報」の統計で、今年５月の改正消費生活用製品安全法（改正消安法）の施行後、製品事故情報件数が増加傾向にあることがわかった。特に、テレビやパソコンなどのデジタル家電等に関わる事故情報は、同法の施行後約２カ月間で合計６５件にのぼり、昨年の同時期の件数（１５件）と比べると４倍以上になっている。

なお、経済産業省に対する改正消安法による重大事故の報告件数は同法施行後２ヶ月間（５月１４日～７月１３日）の合計で１６６件、そのうち製品に起因すると疑われる事故（ガス・石油機器を除く）は３４件にのぼっている。

ここがポイント

NITE の事故情報収集制度の運営にかかわる情報入手ソースとしては、例年、「新聞・ネットなどの公開情報」と「企業からの報告」の両者の合計が全体の８０％～９０％を占めていることから、今回の事故情報件数急増の要因の１つとして、企業による事故情報の開示が進んでいることがうかがえます。

ここ数年、情報公開の遅れや懈怠により、消費者から「隠蔽工作」と疑われ、信用を大きく失墜した企業の事例が相次いだことから、製品事故発生後の対応いかんによっては経営を揺るがす事態に発展しかねないという認識が広まっています。これに加えて、今般の改正消安法によって重大製品事故に関する報告義務が新たに課せられたことで、当局への報告の遅延や懈怠があった場合、社会から「隠蔽工作」と疑われるリスクがさらに高まっていることが、企業による積極的な情報開示を後押ししていると考えられます。

企業としては、事故情報を積極的に開示する姿勢を持つべきですが、一方で、不確定要素が多い状態での拙速な情報開示対応は、かえって社会不安を煽る結果となるため注意が必要です。製品事故が疑われる情報を入手した場合は、常に現場・現物に立ち返った上で早期かつ正確な原因究明に努めるとともに、重大な製品事故である可能性が高いことが判明した場合は、消費者をはじめとする自社のステークホルダーに向けて、速やかに情報公開を行うことが鉄則です。

【海外の PL 関連情報】

石綿を巡るPL訴訟で被告メーカーが勝訴

テキサス州在住の６６歳の男性が、３５年間自動車修理工場でブレーキのメカニックとして勤務した間に、ブレーキパッドを削る作業の際に空中に飛散した石綿繊維を吸い込み石綿肺症を発症したとして、ブレーキ部品製造者を相手取り損害賠償を求めてテキサス州地裁に提訴した。

一審において原告側は、

①被告が製造したブレーキパッドには石綿が使われている

②ブレーキパッドを削る作業の際、石綿繊維のほとんどは摩擦熱により破壊されるものの、若干の石綿繊維が空気中に飛散しており、原告はこれを吸引している

③原告は石綿肺症を羅患している

と主張した。

これに対し被告側は、ブレーキパッドに使用されている石綿が病状の原因であるとの証明がなされていないと反論した。

陪審は被告メーカーの責任割合を３７％とし懲罰的賠償責任も認めた。被告はこれを不服として控訴したが、控訴審も「原告側は、①製品に含まれた石綿の存在、②石綿の曝露、③石綿の摂取、の３点を適切に証明しており因果関係は認められる」として一審の判断を支持したため、被告はテキサス州最高裁へ上訴した。

被告の上訴を踏まえ、６月８日、最高裁は「原告が①製品に含まれた石綿の存在、②石綿の曝露、③石綿の摂取の３点を証明しても、それらの証明だけでは因果関係の立証としては不十分であり、発症の原因が本件製品に使用されている石綿であることが証明されなければならない」として、被告の主張を認める判決を下し、原告の主張を斥けた。

ここがポイント

米国においては、石綿を使用した製品に関するＰＬ訴訟が現在も多数提起されているのは周知の通りです。

しかしながら、これまでの多くのケースでは、①石綿の存在（問題となった製品に石綿が使用されていること）、②石綿の曝露（原告が当該製品の石綿にさらされたこと）、③石綿の摂取（原告が当該製品の石綿を吸引したこと）の３点を証明すれば、病状発症との因果関係ありとの判断がなさるのがほとんどでした。今回の訴訟では、この因果関係の判断に際して原告が証明すべき内容は何かが争われたものですが、テキサス州最高裁は上記３つの要素に加え、４つ目の要素として「発症の原因が本

件製品に使用されている石綿であること」を加えるべきとの判断を示したものです。

今回の判決は、米国における数多くの石綿ＰＬ訴訟のうち、州最高裁レベルで示された初のケースとして注目されています。これにより、言いがかり的な訴訟などは一定排除できることになると思われる点は評価できますが、「発症の原因が本件製品に使用されている石綿であること」の証明の程度については明確な考え方が示されたわけではなく、状況証拠からある程度の蓋然性が認められれば、容易にクリアされる可能性もあり得ます。企業としては、今回の判決を過大に評価することなく、今後の訴訟事例の動向を注視していくことが必要です。

中国政府が食品等の安全確保に向けた「特別規定」を公布

中国製の製品・食品の安全性への懸念が国際的に高まる中、中国政府は７月２６日、徹底した安全対策と監督の強化を盛り込んだ「食品など製品の安全監督管理強化に関する国務院特別規定」を公布した。

「特別規定」は２０条から成り、対象となる製品は食品のほかに、食用農産物、薬品など人体の健康と生命安全に関する製品も含まれる。自社で製造・販売した食品等に安全上の問題があることを認識した場合は、当局へ報告の上、販売停止措置や回収などの措置が義務付けられる。また、違法な製品や強制基準に満たない製品を生産・販売した企業は、売上金や生産設備を押収するほか、製品価格に応じて最大で２０倍の罰金が科される。

このほか、各行政部門の監督権限や責任も規定されており、行政側が違法行為を追及せず、処罰を怠って重大な問題を起こした場合には、監督機関の責任者を刑事処分に付すとしている。企業との癒着など不正の温床になっているとも言われる地方政府に対しても、各種法律や政策の実行責任者としてそのトップには厳しい責任を課すことが明確化されている。

ここがポイント

中国製品・食品にかかわる一連の安全問題は、消費者の不信感を世界レベルで増幅させ、「チャイナ・フリー（中国製品不使用）」をセールスポイントにする企業が現れるなど、一部では過剰とも思える反応も起こっています。

事態を重くみた中国政府は、諸外国からの指摘に対して反論する一方で、特別規定が公布された翌２７日の全国品質工作会議において、温家宝首相が、自国製品の品質・安全性確保に向け必要な措置を引き続き講じていく方針を明示しています。このため、同国において、今後、製品安全に関す

る各種の規制強化の動きが急速に広まっていくことも予想されます。

本件を踏まえ、中国マーケット向けに食品等を供給している我が国企業としては、関連する中国国内の法規制・基準を綿密にリサーチし、自社製品の安全基準に反映させておくとともに、リコールを実施する場合の段取り・手順の明確化と関係者への周知を行っておくことが必要といえます。また、中国から食品等を輸入する企業としても、本件による中国製品の安全性向上を過度に期待することなく、自社において主体的に安全性のチェック・検証を行うことが求められます。

■ 株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する我が国最大規模の専門会社です。
　PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　コンサルティング第一部（TEL.03-3259-4283）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

〈お問い合わせはこちらまで〉